



# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。この届出がない場合、11月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。

該当者への通知は7月中旬頃に発送いたします。

- ・所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- ・「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。
- ・期間中に「現況届」の提出がない場合、1月の支払いに間に合わない場合があります。

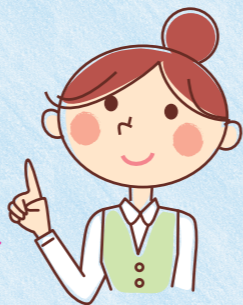
- ※ 届出は、必ず受給者本人が行ってください。(代理人での受付はできません)
- ※ 所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をしてください。
- ※ 混雑が予想されますので、できるだけ個人宛の通知書で指定された日にお越しください。
- ※ 庁舎間連絡バスもございますので、ご利用ください。

地域	受付期間	受付場所	受付時間
具志川	8月1日(木)～8月15日(木)	うるま市役所 本庁舎(東棟) 3階大講堂	・午前9時～11時30分 ・午後1時～4時
石川	8月16日(金)～8月20日(火)		
与那城・勝連	8月21日(水)～8月23日(金)		
全地域 日曜窓口	8月11日(日)		・午前9時～11時30分 ・午後1時～3時

※土、日、祝祭日を除きます。

## ★★★～現況届会場にハローワーク相談員が来ます。～★★★

- ・今の仕事より条件の良い仕事を探している
- ・しばらく仕事してないし、子育てしながら出来る仕事って…?
- ・自分にあった仕事ってどう探すの?



## ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★～待ち時間を利用して相談できます。～★★★★

### 【相談日】

※相談時間 10:00～16:00

8月5日(月)、6日(火)、7日(水)、13日(火)、14日(水)、19日(月)、20日(火)、21日(水)

## 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、2019年度に臨時・特別の措置として、給付金が支給されます。

**受給額 17,500円**

申請期間 令和元年8月1日から令和2年2月1日まで(原則として現況届と同時に申請してください)  
支給時期 令和2年1月から3月末までに支給  
※詳細については、「現況届」の案内時に、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について」のお知らせをお読みください。

## 母子及び父子家庭等医療費助成事業における受給者証の有効期間について

児童扶養手当の支払回数が見直されるのに伴い、児童扶養手当証書の有効期間が現行の8月1日～翌年7月31日から11月1日～翌年10月31日に変更されたことから、母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者証書も児童扶養手当と同様の有効期間に変更されます。

なお、経過措置として有効期間が平成31年7月31日の証書については、有効期間を令和元年10月31日まで延長されますので、後日、受給対象者の方へ、有効期間:令和元年8月1日～令和元年10月31日の新しい受給者証が郵送されますのでご確認ください。



# 「わくわく」こどもだより

## 【こども医療費助成についてお知らせ】

### 助成内容

病気やケガの治療を受けた場合、保険適用される医療費の自己負担分(一部自己負担を除いた分、高額療養費、附加給付金による治療費は控除)を助成します。



### ◎助成対象の医療機関と助成方法について

#### ◆自動償還方式・現物給付方式での助成

	対象診療科	一部自己負担金	助成方法
現物給付(ピンク色) 【0歳～就学前児】	医科(小児科・皮膚科 耳鼻咽・喉科等)、 歯科、調剤薬局	無し	窓口無料
自動償還(オレンジ色) 【小学1年生～中学卒業】		通院:1ヶ月1医療機関につき1,000円 入院:無	受診した翌々月

※医療機関窓口でこども医療費助成金受給資格者証の提示がなかった場合、または受給資格者証の交付申請手続き前に受診した場合については、受診した月の翌月以降に児童家庭課窓口にて領収書を持参のうえ助成金の支給申請の手続きが必要となります。

#### ◆償還方式(窓口申請)

窓口申請に必要な領収書の有効期限は平成30年10月診療分から「**診療月の翌月以降から2年以内**」となりました。  
助成対象者の同月、同医療機関での診療にかかる自己負担額が21,000円以上のものは、高額療養費や附加給付金等の確認のため、児童家庭課窓口にて手続きを行っていただく場合や支払いが遅れる場合があります。

## ～こども医療制度Q&A～

### ●小学1年生になったら窓口無料でなくなるのですか?

窓口無料は就学前までのお子さんが対象となりますので、小学校入学後から中学校卒業(15歳到達後の最初の3月31日)までの医療費助成は、自動償還方式または償還払方式(窓口申請後、翌月末振込み)となります。

### ●市外へ転出する場合手続きは必要ですか?

受給資格者証を児童家庭課へ必ず返納(郵送でも可)してください。

### ●入院した場合に高額な医療費がかかりますが、手続きは必要ですか?

高額な医療費が見込まれる場合は、健康保険者へ高額療養費限度額認定証の手続きを行って、医療機関窓口には保険証と一緒に提示してください。(確認できない場合は、一旦、医療機関窓口で支払った後、後日助成されることとなります。)  
※限度額認定証の発行については、直接保険証の発行機関へお問い合わせください。

### ●学校、幼稚園・保育園等でケガをした場合、手続きは必要ですか?

学校や、幼稚園・保育園等でケガをした場合は、こども医療費助成制度では、助成の対象とならない(独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の加入がある場合等)場合がありますので、学校、幼稚園・保育園等へお問い合わせください。

※詳細につきましてはこども部児童家庭課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 こども部児童家庭課 973-4983

【受付時間】 月曜日～金曜日(祝日及び慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く) 8:30～17:15(12:00～13:00の間は窓口が込み合う場合がございます。ご了承ください)

## 児童扶養手当の支払について

児童扶養手当の支払は、これまで年3回でしたが、2020年からは年6回となります。2019年、2020年の支払スケジュールは下記のとおりです。

2019年						2020年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 ※現況届			支払		支払		支払
2020年						2021年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払	※現況届	支払		支払		支払		支払

※8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、必要がある場合は、12月支払分(8月分)から手当額の変更を行っていましたが、制度変更後は、翌年1月支払分(11月分)から手当額の変更を行います。  
※支払月が変わる2019年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3ヶ月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2ヶ月分が支払われます。